

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 緑海220号線道路排水整備工事

路 線 名 緑海220号線

工事場所 山武市松ヶ谷口地先

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 地権者、住民等と十分調整を図り施工すること。 ・ 工事案内看板等十分啓発し、工程管理を延滞させることなく務めること。
用 地 関 係	・ 民地及び道路用地等の境界には注意を払い施工すること。 ・ 借地を行った場合、地権者と期間、使用条件、復旧方法等についてよく調整を図ること。
公害対策関係	・ 本工事で使用する建設機械は、低騒音、排出ガス対策型を原則とする。 ・ 工事に伴う騒音・振動等に対し、十分配慮すること。
安全対策関係	・ 安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。 ・ 資機材の運搬にあたっては、一般の通行者や通行車両との安全対策を施すものとし、適時、交通誘導員を配置すること。
工事用道路関係	・ 工事施工箇所の現場進入部及び重機の停車場所については、通行の支障にならないように注意する。
仮設備関係	・ 現地の状況を把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、受注者の責任において方法の決定、施工をすることとする。
建設副産物関係	・ 特記仕様書によるものとする。
工事支障物件等	・ 工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には、監督職員の指示に従うこと。
薬液注入関係	・ 特になし
そ の 他	・ 変更を要する事項及び設計図書などに記載なき事項等、疑義が生じた場合は別途協議する。 ・ 施工にあたっては、関係者等と十分調整を図ること。 ・ 地権者や住民等の苦情には誠意を持って対応すること。